情報流通プラットフォーム対処法
育成者権関係ガイドライン

初版：令和８年９月

情報流通プラットフォーム対処法ガイドライン等検討協議会

情報流通プラットフォーム対処法育成者権関係ガイドライン

目次

Ⅰ　はじめに　－　ガイドラインの趣旨 …… 1
　1　ガイドラインの目的 …… 1
　2　情報の流通による育成者権の侵害について …… 1
　3　ガイドラインの位置づけ …… 3
　4　見直し …… 3
Ⅱ　ガイドラインの適用範囲 …… 4
　1　申出の主体 …… 4
　2　対象とする権利侵害の態様 …… 4
　3　送信防止措置の対象とする商品の情報 …… 5
Ⅲ　申出の手順等 …… 6
　1　育成者権者等における申出の際の手続（書面の様式等） …… 6
　2　情報流通プラットフォーム事業者等における申出を受けた際の手続（確認事項等） …… 6
Ⅳ　申出における確認事項及びその方法 …… 8
　1　申出主体の本人性等 …… 8
　2　育成者権者等であることの確認 …… 8
　3　侵害情報の特定 …… 9
　4　育成者権等侵害であることの確認 …… 9
Ⅴ　信頼性確認団体を経由した申出 …… 11
　1　信頼性確認団体の基準、範囲等 …… 11
　2　信頼性確認団体による確認 …… 12
　3　信頼性確認団体の確認手続に過誤等があった場合の対応 …… 13
Ⅵ　情報流通プラットフォーム事業者等による対応 …… 14
　1　申出及び確認が本ガイドラインの要件を満たす場合 …… 14
　2　申出及び確認が本ガイドラインの要件を満たさない場合 …… 14

〔様式〕 …… 15
〔信頼性確認団体を経由して申し出る場合の様式〕 …… 17

Ⅰ　はじめに　―　ガイドラインの趣旨

１　ガイドラインの目的

インターネット上を流通する他人の権利を侵害する情報について、プロバイダ等が削除等の措置を講じた場合の発信者に対する損害賠償責任が制限される場合などを定めた「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」は、令和６年改正により、不特定の利用者間の交流を目的とした大規模情報流通プラットフォーム事業者に関する規律などが加えられ、「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律」（平成１３年法律第１３７号。以下「情報流通プラットフォーム対処法」または「法」という。）に名称が変更された。

本ガイドラインは、ＳＮＳやＥＣモール、ネットオークションやフリマアプリ、ウェブサイト等における情報の流通によって育成者権及びその専用利用権（以下この章においては単に「育成者権」という。）が侵害されている場合に、ＳＮＳやＥＣモール、ネットオークションやフリマアプリ等の運営事業者やウェブサイトのプロバイダ等（以下「情報流通プラットフォーム事業者等」という。）が発信者に連絡をして７日間経っても反論がない場合（法３条２項２号）でなくとも、速やかに削除等の送信防止措置を講じることが可能な場合（法３条２項１号）を可能な範囲で明らかにするとともに、個別の事案における対応に当たって、情報流通プラットフォーム事業者等が、ガイドラインに従っているかどうかの形式的な判断をすれば、個別の事情に応じた実質的な判断をしなくとも迅速かつ適切な対応が可能となるよう、権利者及び情報流通プラットフォーム事業者等の行動基準を明確化することにより、特定電気通信（法２条１号にいう特定電気通信をいう。以下同じ。）による育成者権を侵害する情報の流通に対する情報流通プラットフォーム事業者等による迅速かつ適切な対応を促進し、もってインターネットの円滑かつ健全な利用を促進することを目的とするものである。なお、本ガイドラインは法２条３号にいう特定電気通信役務提供者を対象とするものであるが、ここで対象となる情報の性質上、主にＥＣモールやネットオークション、フリマアプリ等、インターネットを介して物品を売買するプラットフォームを管理又は運営する者等であって特定電気通信役務提供者に該当する者がガイドラインの対象として念頭に置かれている。

※　品種の育成の振興による農林水産業の発展を目的とする育成者権は、思想又は感情を創作的に表現した著作物を保護の対象とする著作権とは権利の性質が異なることに留意する必要がある。（例えば、著作物が丸写しされたファイルがインターネット上にアップロードされている場合には、それだけで公衆送信権や送信可能化権が侵害されるのに対して、登録品種の種苗がネットオークションやフリマアプリに出品されていることをもって直ちに育成者権が侵害されているとは言えない。）。

２　情報の流通による育成者権の侵害について

（ａ）育成者権者の許諾を得ずに業として登録品種の種苗の譲渡の申出をする行為は育成者権の侵害に該当すること

※種苗法 20 条に規定される育成者権の効力が及ぶ「業として」は、個人的又は家庭的利用とはいえない場合をいい、営利目的の有無を問わない。反復継続するものである必要はなく、１回の利用であっても該当し得る（特許法 68 条の「業として」の解釈と同様である。）。個人的又は家庭的な利用とは、個人の趣味による栽培又は家庭園芸のような譲渡を伴わない利用をいう[*1]。

（b）「譲渡の申出」に該当するかは、具体的な掲載内容や行為者の営業活動等を総合的に考慮して判断されるが、ウェブサイトに具体的な商品名を基に特定の品種の販売問い合わせが可能な程度に掲載することが必要であると解釈されており[*2]、また、「譲渡の申出」には、「譲渡の対象」となる物が申出の時点で現実に存在することは必要ではないと解釈され、例えば購入の申込を受けた後に無断増殖して販売することを意図して譲渡の申出をする場合も該当する[*3]。

（c）育成者権者、専用利用権者若しくは通常利用権者の行為により、登録品種の種苗が譲渡されたときは、当該登録品種の育成者権の効力は、その譲渡された種苗の利用には及ばない（権利の消尽。種苗法 21 条２項本文）。ただし、当該登録品種の種苗を生産（以下、増殖という。）する行為については、その限りではなく、育成者権が及ぶ（同項ただし書）。

以上のことから、種苗法の解釈上、

（d）ネットオークションやフリマアプリ等において、登録品種の種苗の販売を前提として登録品種の名称等を掲載する行為は、個人的又は家庭的な利用の範囲を超えるものとして、種苗法 20 条に規定する「業として」に該当し得るものである。また、このような行為は、種苗法２条５項１号に規定する品種の利用（譲渡の申出）に該当すると考えられる。そして、掲載されている商品が育成者権者の許諾を得ずに増殖された種苗であるといえる場合には、育成者権侵害が成立すると考えられる。

＊1 農林水産省輸出・国際局知的財産課編著「逐条解説 種苗法 改訂版」P117（ぎょうせい、2022 年）。なお、当該解釈は種苗法 20 条における「業として」についての考え方であって、同法の他の条文や他法令における「業として」の解釈とは異なる場合がある。

＊2 農林水産省輸出・国際局知的財産課編著 前掲＊1 P13

＊3 特許権に関する、横山久芳「「実施」概念の検討を通してみる「譲渡の申出」概念の意義」中山信弘・斉藤博・飯村敏明編「知的財産権 法理と提言 牧野利秋先生傘寿記念論文集」P198（青林書院、2013 年）参照。

情報流通プラットフォーム対処法にいう「情報の流通によって権利の侵害があった」とは、「情報の流通」と「権利侵害」との間に相当因果関係がある場合を意味するものであり、どういう場合に相当因果関係があると判断されるのか否かは、民法等の一般則によって決せられるものであるが、（d）については、「情報の流通」が直接「権利侵害」を引き起こしていると考えられる。

なお、「譲渡の申出」といえるためには、ウェブサイトに具体的な商品名を基に特定の品種の販売問い合わせが可能な程度に掲載する行為が少なくとも必要であると解釈されており、これは、当該情報を特定電気通信により不特定の者が受信し得る状態に置いたといえるため、「譲渡の申出」は情報の流通に含まれると考えられる。

３　ガイドラインの位置づけ

その情報の流通によって本当に権利侵害があったか否か、さらに、情報を誤って削除し、又は放置したことによって情報流通プラットフォーム事業者等が責任を負うか否かは、最終的には裁判所によって決定されるものである。したがって、個々の事案において、作成されたガイドラインに即した対応が行われたとしても、それのみで裁判所によっても法３条の「相当の理由」があると判断されるものではなく、ガイドラインの内容及びその作成手続にその信頼性を担保する根拠があり、育成者権者等及び情報流通プラットフォーム事業者等が当該信頼性の高いガイドラインに従って適切に対応している場合において、はじめて裁判所によっても法３条の「相当の理由」があると判断され、情報流通プラットフォーム事業者等が責任を負わないとされるものと期待される。このような観点から、本ガイドラインでは、単に申出の手続等について記述するのみならず、その背景にある考え方についても記述することとする。

なお、本ガイドラインは、情報流通プラットフォーム対処法の考え方と同様に、情報流通プラットフォーム事業者等が責任を負わずにできると考えられる対応を可能な範囲で明らかにしたものであって情報流通プラットフォーム事業者等の義務を定めたものではない。しかし、情報流通プラットフォーム事業者等が、少なくとも本ガイドラインに従った取扱いをした場合については、裁判手続においても情報流通プラットフォーム事業者等が責任を負わないものと判断されると期待されることから、情報流通プラットフォーム事業者等の自主的な対応に際して本ガイドラインでの取扱いが重要な指針となるものと考えられ、情報流通プラットフォーム事業者等は、通常本ガイドラインに沿った対応をとることが期待される。

また、本ガイドラインは、本ガイドラインで定めた場合以外については何ら影響を及ぼすものではなく、本ガイドラインに定めがなく、又は本ガイドラインの定める要件を満たさない場合であっても、法３条の「相当の理由」に該当する場合もあり得るものである。

加えて、本ガイドラインは、本協議会に参加している者によって作成されたものであるが、そもそも、インターネットはオープンなものであり、インターネット上の情報流通に関する民事上の責任についても、本協議会参加者相互間のみで問題となるものではないため、本ガイドラインが本協議会の参加者以外の者によっても活用されることが望まれる。

４　見直し

本ガイドラインは、情報通信技術の進展や実務の状況等に応じて、適宜見直しをすることが必要と考えられる。また、インターネット上の知的財産権の侵害は育成者権に限られるものでもない。例えば、ネットオークションやフリマアプリへの出品物に係る情報その他インターネット上を流通する情報が不正競争防止法等に違反していることが比較的容易に判断できるケースも考えられる。そのため、本協議会において、ガイドラインの改善及び拡充の検討を継続的に行っていくこととする。

Ⅱ　ガイドラインの適用範囲

１　申出の主体

ネットオークションやフリマアプリへの出品物に関する情報等インターネット上を流通する商品の情報が育成者権侵害品の情報であるか否かの判断は最終的には権利者以外の者では行い得ず、また、権利者からの申出であれば、育成者権侵害の有無を判断するに足りる適切な根拠が提示されることが期待されることから、本ガイドラインにおける送信防止措置の申出の主体は基本的には権利者とする。具体的には、次のとおりとする。

（1）送信防止措置の申出をする者は、育成者権又はその専用利用権を侵害されたとする者本人又はその代理人とする。

（2）上記（1）において「育成者権又はその専用利用権を侵害されたとする者」とは、育成者権者及びその専用利用権者のほか、これらと同視し得る者（以下「育成者権者等」という。）を含むものとする。

２　対象とする権利侵害の態様

本ガイドラインにおいては、特定電気通信による情報の流通により育成者権が侵害される場合を対象とする。

Ⅰ２で述べたとおり、育成者権者以外の第三者が、登録品種の種苗について、育成者権者の許諾を得ずに、業として増殖された種苗を譲渡するために当該品種の種苗の名称等をインターネット上に掲載している場合は、登録品種の種苗を利用しており、かつ、当該種苗の権利は消尽していないことから、特定電気通信による情報の流通により育成者権が侵害されているといえる。

具体的には、以下のような場合が考えられる。

（1）ネットオークションやフリマアプリにおける育成者権者の許諾を得ずに増殖された登録品種の種苗の出品

（2）ＥＣモールにおける育成者権者の許諾を得ずに増殖された登録品種の種苗の出品

（3）その他ウェブサイト等インターネット上で育成者権者の許諾を得ずに増殖された登録品種の種苗の販売を前提として登録品種の名称等を掲載する行為

※　上記（1）、（2）及び（3）において、登録品種の種苗の販売を前提として登録品種の名称等を掲載している場合は、種苗法２条５項１号（「その品種の種苗を…譲渡の申出をし…行為」）に該当し、育成者権の侵害になり得る。また、「譲渡の申出」の該当性は、具体的な掲載内容や行為者の営業活動等を総合的に考慮して判断されるとされていることから、登録品種の名称が掲載されていない場合であっても、写真や説明文等から当該品種と判断できる場合には、種苗法２条５項１号に該当すると考えられる。なお、（1）、（2）及び（3）のネットオークションやフリマアプリ、ＥＣモールにおける育成者権者の許諾を得ずに増殖された登録品種の種苗を出品する行為については、具体的な商品名を基に特定の品種の販売問い合わせ可能な程度に掲載する行為であることから、「譲渡の申出」と考

えられる。

３　送信防止措置の対象とする商品の情報

情報流通プラットフォーム事業者等による情報の送信防止措置は、発信者の表現行為への直接の制約であるため、可能な限り誤った措置が講じられることのないよう、また、ガイドラインの信頼性担保のために、権利侵害の蓋然性が高く、情報流通プラットフォーム事業者等が、他人の育成者権が不当に侵害されていることを容易に判断できる情報を対象とすることが好ましい。

そのため、本ガイドラインにおいては以下の２つの基準のいずれにも該当する商品の情報を送信防止措置の対象とすることとする。これ以外のケースについても、実務の状況を踏まえつつ、本協議会での継続的な検討により合意が得られた場合は随時追加していくこととする。

（1）育成者権侵害であることが判断できること

次に掲げるすべての事項が確認できる場合には、当該商品の情報は育成者権を侵害している蓋然性が高いと判断する。

（a）登録品種の種苗に係る譲渡の申出であると判断できること

（b）育成者権者に許諾を得ずに種苗を増殖し、譲渡の申出をしていることが判断できること

（2）具体的には、インターネット上で現に掲載されている商品に関する情報が、次の（a）のいずれか１つ以上、かつ、（b）のいずれか１つ以上に該当している場合には、当該商品の情報は育成者権を侵害している蓋然性が高いと判断する。

（a）登録品種の種苗に係る譲渡の申出であると判断できること

※いずれも、種苗の販売であることが確認できる場合に限る

① 登録品種の名称が表示されている商品

② 商標名等流通名から登録品種と判断できる商品

③ 登録品種の名称が表示されていない場合であっても、写真や説明文その他の事情を総合的に考慮し、当該品種と判断できる商品

（b）育成者権者に許諾を得ずに種苗を増殖し、譲渡の申出をしていることが判断できること

① 出品者が 登録品種の種苗を増殖したことを自認している商品

② 育成者権者又はその専用利用権者から正規の許諾を受けた者が販売する種苗の流通時の外観上の形態と異なる商品

③ 育成者権者が示した合理的な根拠により、種苗が増殖されたものであることが推認される商品

Ⅲ　申出の手順等

１　育成者権者等における申出の際の手続（書面の様式等）

（1）本ガイドラインによる申出手続は、以下の手順で行うこととする。

（a）特定電気通信による情報の流通によって自己の育成者権又はその専用利用権を侵害されたとする者（これらと同視し得る者及び代理人を含む。以下同じ。）は、関係する情報流通プラットフォーム事業者等に当該育成者権を侵害する情報の送信を防止すべきことを求めるときは、申出書に必要事項を記載の上、当該申出書及びその他の必要な書類を関係する情報流通プラットフォーム事業者等に提出するものとする。

（b）当該育成者権の侵害に係る育成者権者等について、申出者と一定の関係にある信頼性確認団体がある場合には、申出者は、申出書に必要事項を記載の上、当該申出書及びその他必要な書類を当該信頼性確認団体を経由して提出することができる。この場合において、当該信頼性確認団体は、当該申出書の記載事項等についてⅣに従って適切に確認を行った上、当該確認を行った旨の確認書を作成して、申出書とともに情報流通プラットフォーム事業者等に提出するものとする。

（2）申出手続は、書面または電磁的方法によって行うこととする。電磁的方法による申出が認められる場合としては、以下の場合がある。

（a）情報流通プラットフォーム事業者等が侵害情報送信防止措置の申出先として電磁的方法を案内している場合

（b）継続的なやりとりがある場合等、情報流通プラットフォーム事業者等と申出者等との間に一定の継続的信頼関係が認められる場合であって、申出者等が、当該電子メール、ファックス等による申出の後、速やかに電子メール、ファックス等による申出と同内容の申出書を書面等によって提出する場合。なお、情報流通プラットフォーム事業者等と申出者等の双方が了解している場合には、事後の書面等の提出を省略することができるものとする。

（c）情報流通プラットフォーム事業者等と申出者等の双方があらかじめ了解している場合には、申出を行う電子メールにおいて、公的電子署名又は電子署名及び認証業務に関する法律（平成１２年法律第１０２号。以下「電子署名法」という。）の認定認証事業者によって証明される電子署名の措置を講じた場合であって、当該電子メールに当該電子署名に係る電子証明書を添付している場合。

※　申出の本人性を確認する必要があり、また、申出があったこと及びその内容について記録を残す必要があるため、電話による申出は認められない。

２　情報流通プラットフォーム事業者等における申出を受けた際の手続（確認事項等）

（1）上記１の申出書及び確認書の提出を受けた情報流通プラットフォーム事業者等は、当該申出書等において、本ガイドラインⅣに記載されている項目ごとに、必要事項が記載されていること、必要な書面が添付されていること、記載内容が適切であることを確認するものとする。

（2）情報流通プラットフォーム事業者等は、申出の内容を確認した後、本ガイドラインⅥの対応を行うこととする。

なお、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第25号）の成立により、大規模特定電気通信役務提供者（迅速化及び透明化を図る必要性が特に高く、権利侵害が発生するおそれの少なくない一定規模以上等の特定電気通信役務提供者で、法第20条1項に基づき総務大臣が指定したもの。以下「大規模プラットフォーム事業者」という。）に対する対応の迅速化及び運用状況の透明化に関する措置が義務付けられたが、大規模プラットフォーム事業者として指定されない多くの事業者においてはこれらの義務がただちにかかるものではない（大規模プラットフォーム事業者として指定を受ける者の範囲については、総務省「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律における大規模特定電気通信役務提供者の義務に関するガイドライン」Ⅰ1の、大規模特定電気通信役務提供者の該当性に関する記載を参照。）。ただし、大規模プラットフォーム事業者として指定を受けない者にあっても、権利者や発信者との紛争の発生を防止し、インターネットの円滑かつ健全な利用を促進するためにも、可能な限り迅速かつ適切な対応を行うことが望ましい（本ガイドラインのⅠ・Ⅵも参照）。

Ⅳ　申出における確認事項及びその方法

１　申出主体の本人性等

本ガイドラインに従った申出がなされた場合には、情報流通プラットフォーム事業者等は侵害情報の送信防止措置を講ずることとなるが、その措置は、円滑かつ迅速に講じられる必要がある。その反面、発信者にとっては不利益を生ずることもあり、場合によっては、訴訟が提起されることも考えられる。このため、申出をした者が誰であるのか及び申出が当該者によりなされたのかについて確認することが必要であり、申出者に確認のための書類等の提出を求める必要がある。

（1）書面による提出の場合

申出者の本人性確認は、以下のいずれかの方法により行う。

（a）直接情報流通プラットフォーム事業者等に申出を行う場合、申出者が法人の場合には申出書に当該法人の代表者（代表者から権限を委譲されている者を含む。以下同じ。）の記名をし、公印又は当該代表者が通常業務において使用する印を押印するとともに、登記事項証明書の写しなど本人性を証明できる資料を添付するものとする。但し、株式を公開・上場している会社である場合など通常であれば当該法人の存在を容易に認識できると考えられる場合は、本人性を証明できる資料の添付を省略することも可能である。一方、申出者が個人の場合、申出者は、申出書に記名、押印するとともに、運転免許証、パスポート等の公的証明書の写し等本人性を証明できる資料を添付するものとし、情報流通プラットフォーム事業者等は添付された資料等により本人性を確認するものとする。なお、継続的なやりとりがある場合等、情報流通プラットフォーム事業者等と申出者との間に一定の継続的信頼関係が認められる場合には、本人性を証明できる資料の添付を省略することができる。

（b）海外の者からの申出については、署名により記名・押印に代えることができる。

（2）電子メール等による申出の場合

電子メール等による申出の場合は、以下の方法により本人性を確認する。

（a）Ⅲ１（2）（b）の場合、電子メール等において申出者が本人である旨を記載していることをもって、適切に本人性が確認されたと判断するものとする。

（b）情報流通プラットフォーム事業者等と申出者等の双方があらかじめ了解している場合、申出を行う電子メールにおいて公的電子署名又は電子署名法の認定認証事業者によって証明される電子署名の措置を講じた場合であって、当該電子メールに当該電子署名に係る電子証明書を添付しているときは、情報流通プラットフォーム事業者等は、当該電子署名及び電子証明書により本人性を確認するものとする。

２　育成者権者等であることの確認

次に、申出をした者が育成者権者等であること（当該者が育成者権等を有していること）が確認できることが必要である。我が国においては、育成者権及びその専用利用権については登録が要件とされている。育成者権者の情報は公開されていること、専用利用権者の情報は何人も農林水産省に品種登録簿

の謄写請求等を行うことができることから、育成者権者及びその専用利用権者であることの確認は可能である。なお、これらと同視し得る者からの申出の場合は、その立場を証明できるような証拠が提示される必要がある。

このため、申出において、次のような証拠資料を提示することとし、情報流通プラットフォーム事業者等は、これにより申出者が育成者権者等であることを確認するものとする。なお、今後これ以外で適切なものがあった場合は、随時追加していくこととする。

（1）品種登録簿の写し、又は農林水産省の品種登録データ検索のウェブページにおいて当該登録品種に関する情報を検索した結果の写し
（2）育成者権者又は専用利用権者と同視し得る者であることを証する書面

※ 品種登録データ検索のURLは、https://www.hinshu2.maff.go.jp/vips/cmm/apCMM110.aspx?MOSS=1

３　侵害情報の特定

インターネットにおける情報の流通量は膨大であり、権利を侵害したとする情報の流通があった旨の通知があったとしても、描写があいまいで実際にどの情報が問題とされているのかが情報流通プラットフォーム事業者等には分からないことも多い（そのようなことから、法３条１項２号においては、権利を侵害したとする情報の流通を情報流通プラットフォーム事業者等が知らなかったときの権利者に対する責任の制限が規定されているところである。）。そのため、育成者権者等からの申出があった場合に情報流通プラットフォーム事業者等による適切かつ迅速な対応を促すという観点からは、権利を侵害したとする情報が特定される必要がある。

そこで、申出者は、次の方法により、侵害情報を特定して申出を行うこととする。

（1）申出者は、申出書において、対象となる情報について、そのURL(Uniform Resource Locator)、及び情報流通プラットフォーム事業者等から見て対象となる情報を合理的に特定するに足りる情報（商品名、発信者情報（ID等）、掲載日時、特徴等）を記載するものとする。
（2）申出者は、可能な場合は、対象となる情報のハードコピーにおける図示等をするものとする。
（3）申出を受けた情報流通プラットフォーム事業者等が、記載された情報のみでは侵害情報の特定ができない場合であって、申出書を補正するために追加的な情報を求めたときは、当該情報流通プラットフォーム事業者等が求めた情報を提示するものとする。
（4）情報流通プラットフォーム事業者等は、申出者が速やかに補正を行わない場合には、書類の不備を理由として送信防止措置を講ずることが困難である旨を申出者に連絡するものとする。

４　育成者権等侵害であることの確認

育成者権者等から、侵害情報を特定して申出がなされたとしても、権利侵害があったとして情報流通プラットフォーム事業者等が送信防止措置を講ずるためには、その情報の流通によって、確かに育成者権が侵害されたと判断できる必要がある。

このため、申出においては、次の内容が示されることが必要であり、情報流通プラットフォーム事業者等はそれが申出書に記載されているかどうかを確認することとする。

（1）ガイドラインの対象とする育成者権侵害があることの確認

（a）育成者権が侵害されたとする旨の申述

申出者は、申出書において、育成者権が侵害された旨（登録品種名、登録番号等の情報を含む。）記載するものとする。

（b）育成者権が侵害されたとする理由

申出者は、申出書に育成者権が侵害されたとする理由を記載するものとする。

（2）権利侵害の態様が本ガイドラインの対象とするものであることの確認

情報流通プラットフォーム事業者等は、申出書記載の情報等に基づき、当該権利侵害の態様が本ガイドラインの対象とする権利侵害の態様（Ⅱ２）であり、かつ、送信防止措置の対象となる商品の情報であることを確認するものとする（Ⅱ３）。

（3）利用許諾していないことの確認

申出者は、申出書に情報の発信者に対して登録品種の利用許諾をしていない旨の申述を記載するものとする。情報流通プラットフォーム事業者等は、当該申述が記載されていることを確認するものとする。

Ⅴ　信頼性確認団体を経由した申出

１　信頼性確認団体の基準、範囲等

本ガイドラインによる申出において、申出者から個別に証拠を提示させるのではなく、他の信頼できる第三者が一定の信頼できる手続によりそれを確認している場合には、社会的に見ても、申出者の本人性等について確認ができていると判断されると考えられる。

具体的には、申出者と一定の関係にある団体であって本第Ⅴ章１(1)に規定する基準を満たすもの（以下「信頼性確認団体」という。）が、情報流通プラットフォーム事業者等に代わって、本第Ⅴ章２の手続に従ってⅣ１、２、４に規定する事項（本人性、育成者権者等であること、育成者権侵害であること）を確認し、申出書に適切にその確認をした旨の書面等を添付している場合には、情報流通プラットフォーム事業者等は、当該書面等を確認することで適切な確認がなされているとの判断をすることができると考えられる。

（1）信頼性確認団体

信頼性確認団体は、Ⅳ１、２及び４に規定する事項（本人性、育成者権者等であること、育成者権侵害であること）について情報流通プラットフォーム事業者等に代わって適切に確認することのできるものであることが必要である。そのため、信頼性確認団体は、以下の要件を満たすものであることが必要である。

（ａ）法人であること（法人格を有しない社団であって、代表者の定めがあるものを含む。）

（ｂ）申出者が有している権利の内容を適切に確認し得るものであること

（ｃ）育成者権等に関する専門的な知識及び相当期間にわたる充分な実績を有していること。

（ｄ）本第Ⅴ章２（１）から（３）までに規定する確認等を適切に行うことのできるものであること

なお、上記（ａ）から（ｃ）までの要件を満たす団体として具体的に想定されるものは、育成者権等の権利の保護を主たる目的とする団体があげられるところであるが、これに限定されるものではなく、また、育成者権等の権利の保護を主たる目的とする団体であっても、信頼性確認団体であるためには、上記（ａ）から（ｄ）までの要件を満たす必要がある。

（2）信頼性確認団体の説明等

信頼性確認団体は、個々の情報流通プラットフォーム事業者等に対してはじめて確認書を送付するときは、自己の組織、本ガイドラインで当該団体に認められた確認事項についての確認等の手順について通知するものとし、それらに変更があった場合には、その変更についても速やかに個々の情報流通プラットフォーム事業者等に通知するものとする。

情報流通プラットフォーム事業者等は、本ガイドラインで信頼性確認団体に認められた確認事項についての確認等の手順の説明を団体に求めることができる。

（3）信頼性確認団体の認定

本ガイドラインの実際の運用に当たって、信頼性確認団体についての審査を行う仕組みを作り、

この審査により（1）（a）から（d）までの要件に該当すると認定された者を一律に本ガイドラインの信頼性確認団体として取り扱うことが考えられる。この際、情報流通プラットフォーム事業者等の簡便かつ迅速な取扱いに資するため、本ガイドラインに信頼性確認団体一覧を添付するものとする。

（4）その他

育成者権者等からの申出の場合であっても、個々の情報流通プラットフォーム事業者等において、当該育成者権者等の対応体制、育成者権等に関する専門的知識や実績、過去の申出の際の対応等から判断して、当該育成者権者等における育成者権侵害等であることの確認が信頼するに足りると確信できる場合には、信頼性確認団体による確認がある場合と同様の取扱いをすることができる。

２　信頼性確認団体による確認

信頼性確認団体は、Ⅳの１、２及び４に規定する事項（本人性、育成者権者等であること、育成者権侵害であること）について、それぞれ、以下の（1）から（3）までの方法により確認し、当該確認を行った旨を確認書（様式D）に記載するものとする。当該書面には、信頼性確認団体の代表者の記名をし、公印等を用いて押印するものとする。情報流通プラットフォーム事業者等は、これにより、各事項について適切に確認が行われたと判断するものとする。

（1）申出者の本人性確認（Ⅳ１の事項）

次の方法により確認していることとする。

（a）本人性確認の方法

申出書の記名及び押印により、当該申出者が自己に権利行使を委任した者であるか否か又は自己の会員であるか否かを確認する。

（b）電子メールの取扱い

公的な電子署名又は電子署名法の認定認証事業者により証明される電子署名がなされた電子メールによる場合に、その電子署名の検証をして確認する。

会員であって普段より継続的な関係がある場合に、通常用いる電子メールアドレスなどにより確実な確認ができる場合には、その他適切な方法によって確認を行う。

（2）申出者が育成者権者等であることの確認（Ⅳ２の事項）

次の方法により確認していることとする。

（a）品種登録簿、品種登録データ検索ホームページその他育成者権を有することを証する書面により確認。

（b）専用利用権者、独占的通常利用権者であることを証する書面により確認。

（3）育成者権の侵害であることの確認（Ⅳ４の事項）

次の方法により確認していることとする。

権利侵害の態様が本ガイドラインの対象とする権利侵害の態様のものであるときは、申出者は、申出書に、育成者権等が侵害されたとする理由、当該権利侵害の態様、権利侵害があったことを確認可能な方法を記載し、信頼性確認団体は、これらの情報等に基づき、権利侵害があること、

本ガイドラインの対象とする権利侵害の態様であること、送信防止措置の対象となる商品の情報であることを確認する。

３　信頼性確認団体の確認手続に過誤等があった場合の対応

本ガイドラインⅤに定める確認手続を行ったとされる申出について、信頼性確認団体が確認手続を踏まず、又はその確認手続にその信頼を失わせる過誤があった場合については、当該信頼性確認団体による確認手続の信頼性が失われることとなる。このため、これらの場合は、当該信頼性確認団体が確認手順を改善したことが確認できるまでは、当該信頼性確認団体からの確認書については、本ガイドラインに基づく手続を踏んでいるものとしては扱わないこととする。ただし、当該信頼性確認団体の取扱いに関して１（４）の審査を行う仕組みにおける審査の結果、再度誤った確認手続をするおそれがなく、今後も当該信頼性確認団体を本ガイドラインの対象とすることが妥当であると確認がされた場合は、この限りではない。

Ⅵ　情報流通プラットフォーム事業者等による対応

１　申出及び確認が本ガイドラインの要件を満たす場合

（1）情報流通プラットフォーム事業者等は、申出が、本ガイドラインの要件を満たす場合、速やかに、必要な限度において、当該侵害情報の送信を防止するために削除等の措置を講ずるものとする。

（2）情報流通プラットフォーム事業者等は、送信防止措置を講ずる前又は講じた後に、当該侵害情報の送信防止措置を講ずる旨又は講じた旨を当該情報の発信者及び申出者へ通知することができる。この通知をする場合、申出者への通知については、信頼性確認団体を経由して申出が行われている場合には、情報流通プラットフォーム事業者等は、当該信頼性確認団体へ通知するものとし、当該通知を受けた信頼性確認団体は、申出者へ通知するものとする。

（3）送信防止措置を講ずること又は講じたことについて、発信者から苦情・問合せ等があった場合、情報流通プラットフォーム事業者等は、申出者又は信頼性確認団体に必要な協力を求めることができる。

２　申出及び確認が本ガイドラインの要件を満たさない場合

（1）申出が本ガイドラインの要件を満たしていない場合において、申出書、確認書等について補正が可能と考えられるときには、情報流通プラットフォーム事業者等は、申出者に対して、再提出又は必要な書類等の追加提出を求めることができる。 この場合において、申出者は、情報流通プラットフォーム事業者等からの求めに応じて、申出書の再提出又は必要な書類等の追加提出をすることができる。

（2）情報流通プラットフォーム事業者等が再提出又は必要な書類の追加提出を求める場合であって、信頼性確認団体を経由して申出が行われている場合には、情報流通プラットフォーム事業者等は、当該信頼性確認団体に連絡するものとし、当該連絡を受けた信頼性確認団体が、申出者に連絡する等をして、申出書の再提出又は必要な書類等の追加提出をするものとする。

（3）情報流通プラットフォーム事業者等は、申出者若しくは信頼性確認団体が速やかに補正を行わない場合には、申出者に対し、書類の不備を理由として送信防止措置を講ずることが困難である旨を連絡することが望ましい。

以　上

〔様式〕

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

【〇〇株式会社】御中

氏名又は名称　〇〇　〇〇　印

育成者権を侵害する商品情報の送信を防止する措置の申出について

貴社が管理するＵＲＬ：【http://】に掲載されている下記の情報の流通は、下記のとおり【〇〇〇〇（育成者権者等の氏名又は名称）】が有する育成者権を侵害しているため、「情報流通プラットフォーム対処法育成者権関係ガイドライン」に基づき、下記のとおり、貴社に対して当該情報の送信を防止する措置を講ずることを求めます。

記

１．申出者の住所		
２．申出者の氏名		
３．申出者の連絡先	電話番号	
	e-mailアドレス	
４．侵害情報の特定のための情報	URL	
	商品の種類又は名称	
	その他の特徴	【ネットオークションやフリマアプリへの出品の場合は出品者ID、出品者の表示名、出品日時等の情報】
５．侵害されたとする権利	育成者権 【登録品種の名称、登録番号等、侵害されたとする育成者権の特定に資する情報を記載】	
６．育成者権が侵害されたとする理由等	［育成者権が侵害されたとする理由］ 【□□□□は、私（当社）が育成者権を有する登録品種です。私（当社）は、△△△△に対して登録品種□□□□を〇〇に出品することにつき、いかなる許諾も与えておりません。 ［権利侵害の態様がガイドラインの対象とするものであることの申述］ ４で特定した侵害情報は、以下のいずれにも該当します。 （ａ）出品されている種苗は、私（当社）が育成者権を有する登録品種です。 ①登録品種の名称が表示されている。	

	②商標名等流通名から登録品種と判断できる商品である。 【判断根拠を記載】 ③写真や説明文等から登録品種と判断できる商品である。 【判断根拠を記載】 （ｂ）出品されている種苗は、情報の発信者が私に許諾を得ずに増殖したものです。 ①種苗の増殖を自認している商品である。 【その根拠を記載】 ②正規の許諾を受けた者が販売する種苗の外観上の流通形態と異なる商品である。 【その根拠を記載】 ③【当該種苗が増殖されたものであることが推認できる根拠を記載】
７．ガイドラインの対象とする権利侵害の態様以外のものの場合	（権利侵害の態様を適切・詳細に記載する）
８．その他参考となる事項	

上記内容のうち、【５及び６】の項目については、証拠書類を添付します。
また、上記内容が、事実に相違ないことを証します。

〔信頼性確認団体を経由して申し出る場合の様式〕

年　　月　　日

【〇〇株式会社　（カスタマーサービス担当）】　御中

法人の名称
代表者　〇〇　〇〇（記名）　　印

育成者権を侵害する商品情報の送信を防止する措置の申出について

「情報流通プラットフォーム対処法育成者権関係ガイドライン」Ⅴ１⑴の信頼性確認団体である弊団体は、〇〇年〇〇月〇〇日付けで弊団体の会員である【☆☆株式会社】が同ガイドラインに基づいて貴社に対して行った育成者権等を侵害する商品情報の送信を防止する措置の申出の内容について、同ガイドラインⅤに従って以下の事項について適切に確認を行ったので、その旨を証します。

記

１．申出者☆☆株式会社が弊団体の会員であること
２．本申出が確かに☆☆株式会社により行われたこと
３．申出者☆☆株式会社が貴社に対して提出した申出書記載の商品情報「☆☆☆☆☆」（以下の育成者権者等であること
４．当該商品情報に係る育成者権等が侵害されていること
５．4.にいう育成者権等の侵害の態様が同ガイドラインの対象とするものであること

上記内容が事実に相違ないことを証します。

※　その他必要な資料を添付する

以　　上